

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名張市長 北川 裕之

市町村名 (市町村コード)	名張市 (242080)
地域名 (地域内農業集落名)	滝之原区 (滝之原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年11月28日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、県営ほ場整備事業により整備された農地を中心に家族経営の農業者、区内外の担い手による農業経営が行われている。農地の維持管理については、滝之原農地・水・環境保全活動隊の活動により地域ぐるみで取り組んでいるが、中山間部では広大な法面の草刈り等に苦慮している。

10年後を見据えて考えると、後継者・担い手の不足と高齢化、耕作にかかる経費の高騰、鳥獣被害の深刻化等から離農、耕作放棄地化が進行しており、営農継続と農地の維持管理が困難となるため、既存の担い手に加え、集落営農組織の設立、青年就農者や地区外の農業者・法人等、新たな担い手の確保が必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主食用水稻を主要作物とし、高収益を見込むことができる野菜の栽培に取り組む。区内農業者の現状、将来を考え、既存の担い手への集約を検討し、併せて集落営農組織の設立に係る検討や地域外からの新たな担い手の確保にも努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	69.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	69.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地を基本に多面的機能支払の対象農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への集積を目標とし、農地中間管理機構を通じた農地の集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
滝之原農地・水・環境保全活動隊の活動で農道、水路等の維持管理を行う。また、漏水が頻発しているパイプラインをはじめ、ため池、用水路等の維持修繕を行い、用水の安定供給を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害対策として、補助事業を活用した防護柵の設置を随時行っていく。既存の防護柵については、補修・定期的な見回りを行い維持管理を行っていく。
- ③農業用ドローン等を活用したスマート農業を実践し、効率的な農業と労力の軽減を図る。
- ⑦滝之原農地・水・環境保全活動隊の活動で農道、水路等の維持管理、農地の保全管理を行う。
- ⑨更新が必要な農業機械については、共同購入および共用を検討する。